



事務局 秦泉寺：第2号議案農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農業基盤強化法に基づきます。町長が計画を告示することにより効力が発生します。利用権の設定を受ける者、借受人は、〇〇番地、〇〇さん。利用権を設定する人、貸付人は、〇〇番地、〇〇さん。土地は地蔵寺宇新屋敷前780番、1、304平米。同じく784番、1、235平米、いずれも地目田、現況畑です。場所は立割の〇〇さんの畜舎の上の方になります。賃借権の設定で、借りる期間は平成30年1月1日から平成34年12月31日の5年です。賃借料は1年につき1万円です。ハウス込みの金額ですが、貸付人の〇〇さんが借受人の方と同じ職場で働いていたこともあり、若い方に頑張ってもらいたいとのことでこの金額設定になっています。スナップエンドウを作付予定です。借受人は〇〇で2年研修し、来年独立予定で、旧の事業名で青年就農給付金、次世代農業人材投資事業の経営開始型を活用予定です。〇〇での研修中も同じ場所でスナップエンドウを栽培していました。また、交付金活用にあたり農業委員会もサポートチームの一員となり、現段階では事務局が入っています。現地確認、書類審査の結果、農業基盤強化法、土佐町の基本構想に照らして許可できる案件であると判断しております。以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：無し。

会長：ここで農業基盤強化法とありましたが、みなさん把握されておりますか。

事務局 秦泉寺：前々回であったかと思いますが、指標にスナップエンドウを追加するとしたものです。

会長：この場合、交付金が出ていますよね。

事務局 秦泉寺：申請予定です。

会長：5年間の計画ですが、途中でやめた場合はどうなりますか。

事務局 秦泉寺：返還義務があります。

会長：さかのぼって返還ですか。

事務局 秦泉寺：免責事由以外はさかのぼってもらった分を返還になります。給付期間の1.5倍の期間以内に離農する場合は返還義務があります。

会長：体調不良の場合も返還ですか。

事務局 秦泉寺：診断書が出るような場合は免責事由に該当する場合もあるかと思いますが、自己都合の場合は免責になりません。

会長：農業委員会にも今回の案件が許可になれば一端の責任があるということにもなります。例えばこの人がもともと地元の人で、どういった人かわかってたらですけど、ちょっと研修して独立したいということですが、農業委員会も慎重審議が必要かもしれないことを付け加えておきたいと思います。

事務局 秦泉寺：なお、交付金は認定新規就農者の認定を受けることが交付の要件となっています。認定審査には農協、普及所、農業委員会も入って別途審査をします。農地については農業委員会の他の案件と同じです。

伊藤弘康委員：保証人のようなものはつけられませんか。よそから来た人についてはなかなか分かりづらいです。

事務局 秦泉寺：町単独の補助金については保証人をつけてもらうようにしていますが、国の事業について保証人が必須であるかは私が今、把握できていませんので確認しておきます。必須でない場合でもつけていただくように依頼したいと思います。

川井委員：何年給付がありますか。

事務局 秦泉寺：国の分は最長5年です。年額上限150万円です。

会長：中間管理機構で借りたときにもペナルティーがあるのではないかと思います。中間管理機構を

通して賃貸期間の途中でトラブルがあったりしてやめたい時にはいろいろと懸念されます。

事務局 秦泉寺：途中で合意解約も可能と聞いています。その場合は違約金や元の契約期間中の借地料を一括で払わなければならないということはないようです。

伊藤弘康委員：貸し借りの時に、当人同士の話がつけば農業委員会を通さなくてもかまいませんか。

会長：それをいわゆるヤミ小作と言います。

事務局 秦泉寺：農業委員会を通さない作業を請け負うという特定作業受委託の契約方法もあります。役場にひな形もあります。

会長：他に質疑はありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画についてご異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本計画について異議なしと回答することに決定しました。以上で審議を終わります。さて、11月10日に農業委員会会長会に行ってきましたが、その時に出た議題の一つで土佐町も今後勉強しなければいけないと思った件があります。それは農地法の3, 4, 5条の審査をしていますが、土佐町の農地の取得等の下限面積が30アールです。農地の取得をしたいときに30アールないと取得ができません。農地を持ってない人は30アール以上を取得しないと許可できません。その下限を下げてもどうかとの提案です。北海道は1ヘクタール、県内東洋町などでは50アールです。土佐町は30アールです。県内であった事例だそうですが、家の前に農地があって、その農地の大半が道路用地になって小さい面積が農地で残った場合に、宅地を売買する際に買主が農地を持ってないとその家に付帯する農地が買えないと。移住者に限り宅地に付随する農地も一緒に売買できるように下限を見直すところもあるようです。農地法3条の4項または7項に該当することもあるのではないかと言うことです。1月か2月頃の総会で勉強してみたいと思います。それでは以上で第7回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会 会長

高石 裴治夫

議事録署名委員

伊藤 正枝

議事録署名委員

沢田 順一